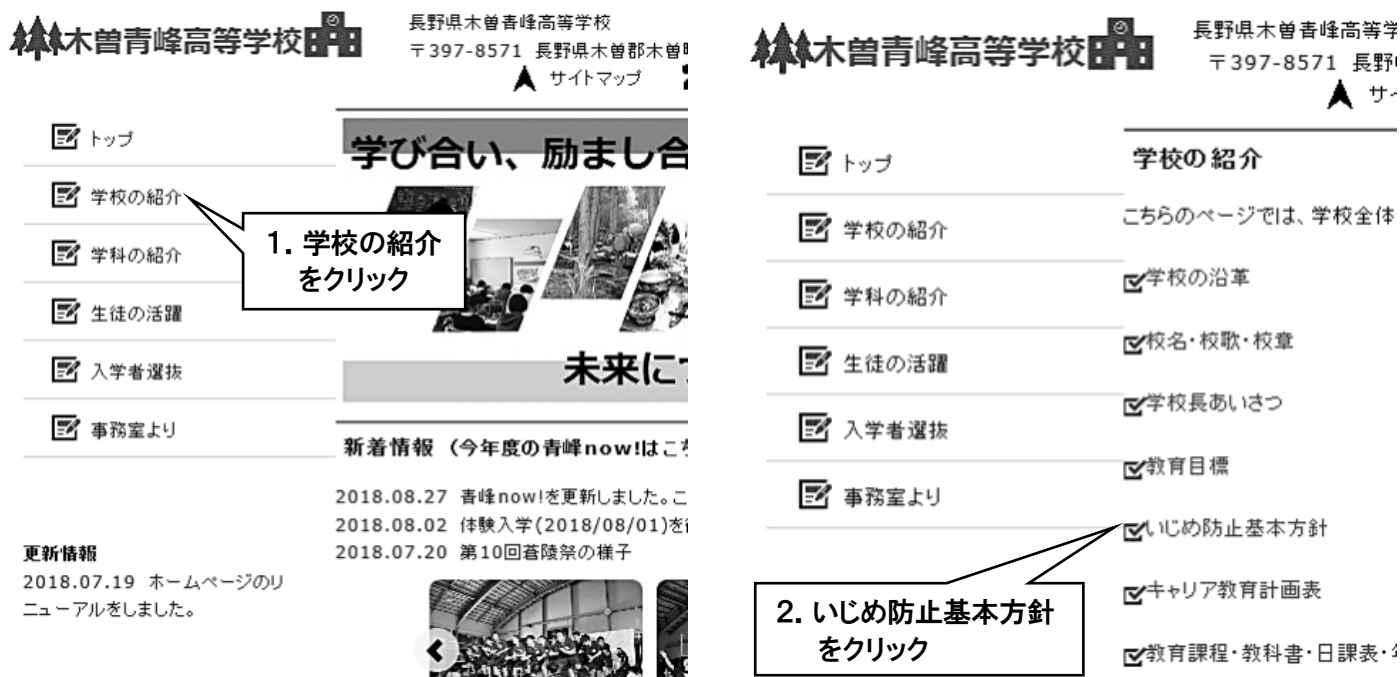


令和4年度木曽青峰高等学校 学校いじめ防止基本方針 概要(抜粋)

全文が青峰高校のホームページに掲載されています。スマホからもご覧いただけます。



1. いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」第2条

上記のように、いじめの定義には

- ① 行為をした者(A)も、行為の対象となった者(B)も生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係があること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。過去の定義には「自分よりも弱い者に対して一歩的に」や「継続的に」や「深刻な苦痛」という要素が含まれていましたが、現在は含まれていません。いじめは絶対に許されない行為であり、小さなトラブルや、その場で謝罪が行われていたとしても、この定義に当てはまるものは、いじめと認知されます。

2. 校内における学校いじめ対策組織と取り組み(いじめ対策委員会)

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導並びに、いじめを認知した場合の解決に向けた取り組み等を「いじめ対策委員会」を中心として行います。

構成員 教頭(全日・定時)、生徒指導主事、生徒指導担当教員(全日・定時)、生徒相談係主任、養護教諭
該当クラス担任・学年主任(いじめ発生時)、スクールカウンセラー他外部専門家(必要に応じて)

活動 学校いじめ防止基本方針の見直し、アンケート実施、いじめ相談への対応、啓発活動、年間計画作成

開催 定例会(各学期1回程度開催)、いじめ発生時は緊急開催をする

3. いじめの未然防止

「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、早期に取り組み、「いじめはどの生徒、どの学級、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教員が持ち、教育活動全般を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

4. いじめの早期発見

生徒の言動に留意し、いじめの芽や兆候を見逃すことなく発見し、相談体制の整備や、定期的にアンケート調査を行い、早期発見に対応します。

※学校ホームページに「いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン」、「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」が掲載されていますので、ご活用ください。

5. いじめへの対応

いじめを受けた生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応します。いじめ事案の指導については、事案に応じて柔軟に対応していきたいと思います。

6. ネットいじめへの対応

文字や画像、動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する などが、ネットいじめになります。

ネットいじめの予防の一つとして、お子様のスマートフォンにフィルタリングをかける、スマホ・インターネット利用のルールを設定するなど、保護者の皆様もご協力をお願いいたします。

ネットいじめに対する指導

- ① 被害生徒への対応…相談体制の充実、被害生徒の立場に寄り添った支援組織で対応
- ② 加害生徒への対応…生徒の置かれている背景や事情について綿密に調べ、対応
- ③ 保護者への対応……迅速に連絡をし、保護者と話し合いの機会を持つ。今後の対応について相談

7. いじめが解消している状態

単に謝罪をもって安易に解消することは行わず、いじめが「解消されている」状態とは以下の要件が満たされている必要があります。

- ・いじめを受けた生徒への行為が目安として3カ月止んでいる状態が継続していること
 - ・いじめを受けた生徒及び保護者と面談し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる
- ※いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、支援を継続し、生徒や学級の状態を注意深く観察する。

8. 重大事態への対応

いじめの重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

等々、重大な被害が生じた場合のことをさします。発生した場合にはいじめ対策委員会を中心に、適切な専門家を加えて調査し、解決をめざし、再発防止に努めます。

9. いじめ防止対策に関する評価

いじめ防止対策のより一層の充実を図るために、いじめ防止対策に関する内容を学校評価に位置づけ、取り組み状況等について評価し、実情に応じて方針や具体的取組などについて工夫・改善を図ります。

別紙1 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙2 いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト

別紙3 相談窓口一覧

※別紙1. 2. 3は学校ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。